

## 5-1 テーマ別研修

### (1) 概要及び目的

担当訓練科にかかる専門的な知識、技能及び技術の習得あるいは自己の職域を拡げることを目的に、受講者自らが研修テーマを設定し、その内容についてPTUの指導教授等と事前に協議と調整を行い、指導教授等の指導のもとに自ら主体的に研修を行います。

### (2) 対象者

テーマ別研修の各テーマ事例の「研修対象者または前提知識」欄に掲げる条件を満たす方で、施設長が適当と認める方が対象です。

### (3) 研修テーマの決定

希望する研修テーマについては、指導教授等との事前の協議・調整により決定します。テーマ別研修事例を参考として示しておりますので、この中から選定していただいてもかまいません。

※広域センターにおいて研修を計画する場合は、本部や広域センターとの協議を踏まえ、具体的な研修期間・方法等を決定します。

### (4) 研修期間・実施方法

C型方式またはS型方式のいずれかの方式から選択します。

#### イ C型方式

研修の全ての期間を継続してPTUで実施する方式です。

期間は、テーマ内容や目標を勘案し、指導教授等と調整して4週から11週の範囲で設定します。

また、実施時期は、前期あるいは後期で選択できます。

#### ロ S型方式

研修の開始時、中間時及び終了時（年3回）にPTUで指導教授等のもとで1週間（5日間）研修を受講するほか、その他の期間については、所属施設で自主的に研修を実施する方式です。

これに加え、必要に応じて年1回指導教授等が受講者の所属施設に出向いて訪問指導を行います。

## 5-2 職種転換研修

### (1) 概要及び目的

新たな訓練科を担当するために必要な知識、技能及び技術を習得するための研修として実施します。厚生労働省職業能力開発局長通達「職業訓練指導員の職種転換研修制度の改正について(平成16年3月29日付け能発第0329001号。以下「局長通達」という。)」に示す「関連職種」に該当する研修を行います。

PTUが関連職種としてする職種については、事前の相談・調整により決定します。

なお、都道府県等の研修実施主体が計画する職種転換研修が局長通達に示す「非関連職種」を対象とした場合においても本研修をその一部として活用することが可能です。

(2) 対象者

次のイ、ロいずれをも満たす方が対象です。

イ 原則として、指導員免許を有する方

ロ 担当する訓練職種の変更が予定されている方で、大幅な専門領域の拡大等が必要となった方

(3) 研修申込期限及び研修内容の決定

令和4年1月末までに、PTU研修部までご連絡いただきますようお願いいたします。

その後、希望する研修内容について、指導教授等との協議・調整により決定します。

(4) 研修期間・実施方法等

イ 全ての期間を継続してPTUで実施する方法（連続型）

研修期間 6ヶ月

研修時間 800時間以上

ロ 一部の期間をPTUにおいて断続的に研修し、残りの期間を所属施設で研修する方法（断続型）

研修期間 6ヶ月以上（うち、PTUにおいて2ヶ月以上）

研修時間 800時間以上（うち、PTUにおいて300時間以上）

「関連職種」に該当する場合の研修については、研修期間（6ヶ月以上、800時間以上）のうち、2ヶ月以上、かつ、300時間以上を、断続的にPTUにおいて実施し、残りの期間を所属施設等において実施します。研修内容は、所属施設等において実施する研修内容を含めてPTUが計画、評価します。この場合、PTUにて行う研修内容は、ものづくりを主眼とした総合製作課題とします。

修了判定は、適正な方法により行われた評価結果と出席時間数により行います。

(5) 参考

イ 職種転換研修は、局長通達及び厚生労働省職業能力開発局能力開発課長通達「職業訓練指導員の職種転換研修の改正について（平成16年3月29日付け能発第0329001号）」により、関連職種、非関連職種問わず都道府県等が研修実施主体となって計画することとなっています。

ロ 指導員免許の追加の場合は指導員養成訓練の指導員養成課程職種転換コース（旧職種転換課程）を受講願います。